

# とりでスマイル住まに入る支援プラン

取手市定住化促進住宅補助制度

住宅の新築

最大  
**50** 万円

住宅リノベーション  
(改修)

最大  
**45** 万円

中古住宅を購入した方  
または  
世帯員が増加した方

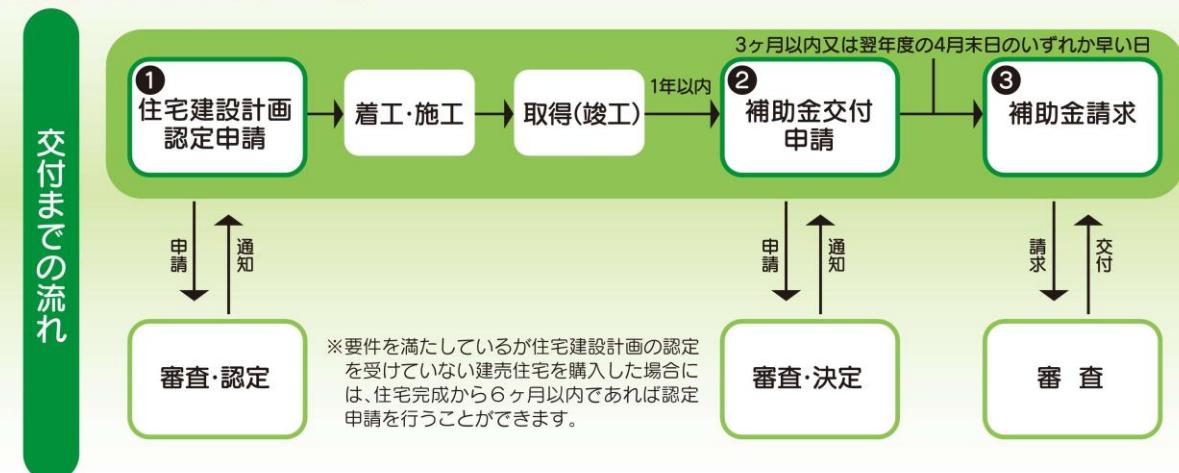
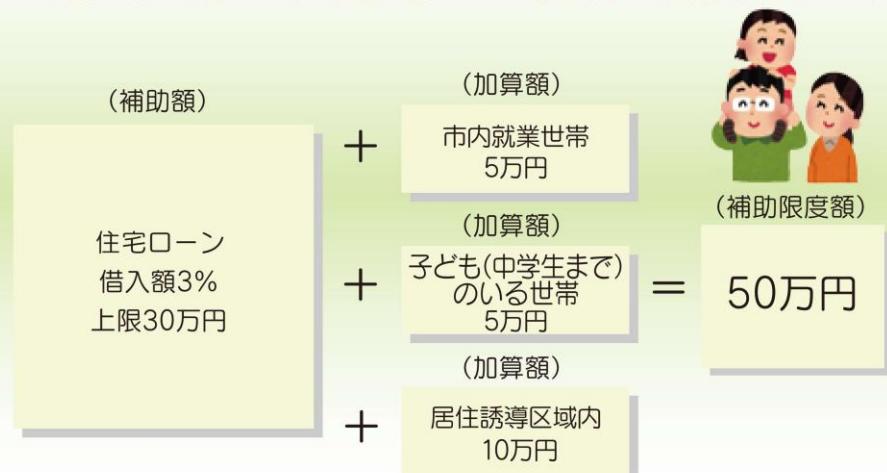
茨城県取手市

## ○住宅取得補助金

長期優良住宅の認定を取得した一戸建て住宅を建設・購入する費用、または性能が一定基準以上のマンションを購入する費用（住宅ローン）に対して補助するものです。

住宅の形状	対象者	対象地域	住宅性能	住宅面積	敷地面積	緑化の条件
一戸建て住宅	自らの居住のために住宅を新築する方または新築建売住宅を購入する方（返済期間10年以上の住宅ローンを組んでいること）	市街化区域※	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条に規定する認定を取得した住宅	75m <sup>2</sup> 以上	165m <sup>2</sup> 以上	敷地面積の5%以上
マンション	自らの居住のために新築マンションを購入する方（返済期間10年以上の住宅ローンを組んでいること）		設計住宅性能評価書で一定の基準を満たす住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律）	55m <sup>2</sup> 以上	要件なし	要件なし

※対象地域の市街化区域のうち、敷地の一部が急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域に入らないこと。



## ○住宅リノベーション補助金

中古住宅を購入して、自らの居住のためにリノベーション（改修）する費用、または現に居住している住宅を世帯員の増員のためにリノベーションする費用に対して補助するものです。

### 対象工事



または



住宅の部分等	工事内容
屋根	ふき替え・塗り替え等の修繕、断熱、雨どい・ベランダ・バルコニー等の修繕
外壁	張り替え・塗り替え等の修繕、断熱
内壁・天井	張り替え、塗り替え等の修繕、断熱、間取りの変更、バリアフリー化
床	張り替え、塗り替え等の修繕、断熱、バリアフリー化
階段	増設、移設、修繕、バリアフリー化
建具	増設、交換、修繕、断熱、バリアフリー化
設備	ユニットバス・キッチン・トイレ・洗面化粧台等の衛生設備の新設、増設、交換、修繕
増築工事	住宅の居住用床面積を増加させる工事
その他	上記の工事の付帯工事

※耐震改修工事の費用を含めることはできません。



住宅の形状	対象者	対象地域	住宅面積	敷地面積	その他住宅の要件	改修工事の要件
一戸建て住宅	・中古住宅を購入して自らの居住のために住宅のリノベーションを行う方 ・現に居住している住宅を世帯員の増加のために住宅のリノベーションを行う方	市街化区域	75m <sup>2</sup> 以上 (増築の場合は工事後の面積)	要件なし	・昭和57年1月1日以降に新築した建物 ・昭和56年12月31日以前に新築した建物で、その後の耐震改修等により耐震基準を満たす建物 ・玄関、居室、便所、台所、浴室を備えていること	・工事内容が上表「対象工事」に該当すること ・工事費用総額が税込100万円以上であること ・施工業者が建設業の許可を受けていること
マンション			55m <sup>2</sup> 以上			

(補助額)

+

(加算額)  
子ども(中学生まで)  
のいる世帯  
5万円

(補助限度額)

補助対象工事費の  
10%  
上限30万円

+

(加算額)  
市内就業世帯  
5万円

+

(加算額)  
市内施工業者  
5万円

= 45万円

交付までの流れ



## 市街化区域

都市計画法に基づき指定される「すでに市街地になっている区域、または優先的・計画的に市街地にするべき区域」のことです。

取手市では市の全体面積6994ヘクタールのうち1809ヘクタール(26%)が指定されています。(R6.4.1時点)

## 居住誘導区域

各市町村の立地適正化計画で指定される「人々の居住を誘導し、将来も人口密度を保つべき区域」のことです。

取手市では市街化区域面積1809ヘクタールのうち1255ヘクタール(69%)が指定されています。(R6.4.1時点)



立地適正化計画ページ

※住宅がそれぞれの区域に含まれているか不明なときは、  
都市計画課までお問い合わせください。

## 長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための耐震性や省エネルギー対策、構造躯体の劣化対策などが講じられた住宅です。長期優良住宅の普及の促進に関する法律による認定を受けた住宅は、税の特例措置や住宅ローンの供給支援が受けられます。

※建売住宅を購入する方へ

購入する建売住宅が長期優良住宅の認定を受けているかは、事前に事業者にご確認ください。

## 設計住宅性能評価書

当制度において、マンションの設計住宅性能評価書で満たすことが求められる項目と等級は以下のとおりです。

(全て満たすことが必要)

- ・ 4-1維持管理対策等級(専用配管)が2以上
- ・ 4-2維持管理対策等級(共用配管)が2以上
- ・ 5-1断熱等性能等級が4または5-2一次エネルギー消費量等級が4以上
- ・ 9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)が2以上
- ・ 9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)が2以上

※購入するマンションが設計住宅性能評価書の基準を満たしているかは、事前に事業者にご確認ください。

## 敷地内緑化基準

敷地面積の5%以上を、植栽や生け垣などで緑化してください。

例…200平方メートルの敷地の場合

200平方メートル×5% = 10平方メートル(緑化が必要な面積)

### ○生け垣

長さに1メートルを乗じた面積を緑化面積とすることができます。

(例…生け垣の長さが12メートルの場合、緑化面積は12平方メートル)

### ○樹木

樹木の植栽時の高さにより、高木(3メートル以上)、中木(1.5メートル以上)、低木(中木に満たないもの)に分けられ、1本当たり、高木は3平方メートル、中木は1平方メートル、低木は0.5平方メートルの緑化面積に換算できます。

### ○その他の植物

緑化されていると認められる面積を緑化面積とします。

(例…芝などは表土がおわれている面積が緑化面積)

※緑化すべき面積5平方メートルごとに、高木または中木を1本植栽してください。

(例…緑化が必要な面積が8平方メートルの場合、高さ1.5メートル以上の樹木を1本植える必要あり)



ほどよく絶妙なまち。



とりで利根川大花火



芸術に出会う街なみ



自然豊かなエリアも



通勤にも遊びにも

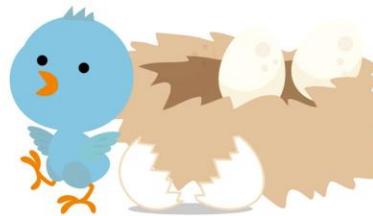


市民の交流と健康・子育てを支援する  
「取手ウェルネスプラザ」

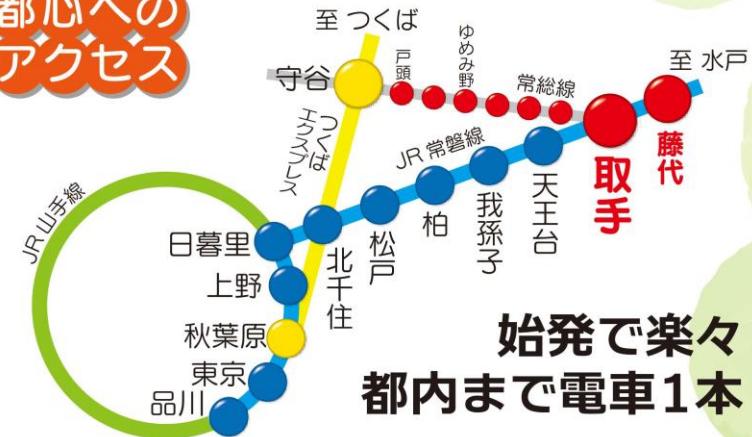


おおほり  
小堀の渡し

とりで  
**取手**



都心への  
アクセス



補助適用期間 令和6年4月1日～  
令和10年3月31日

○問い合わせ先  
取手市役所 都市計画課

〒302-0025  
茨城県取手市西2-35-3分庁舎2階  
TEL 0297-74-2141(内線3113)  
URL <https://www.city.toride.ibaraki.jp>



※本制度は、補助内容を変更する場合があります。